

REACH 規則 高懸念物質 (SVHC) の分析

日本環境は高度な技術とノウハウを駆使し、企業の環境パートナーを目指しています。



高懸念物質(SVHC)第1弾 15物質、第2弾 15物質 30物質に対応可能です！

● REACH 規則 高懸念物質(SVHC)とは

欧州化学品庁(ECHA)より、2008年にREACH規則の高懸念物質(SVHC)の候補第1弾として15項目の化学物質が発表されました。その後2010年1月13日プレスリリースで昨年12月に発表した高懸念物質(SVHC)第2弾15物質の内、アクリルアミドを除いた14物質を正式に発表しました。

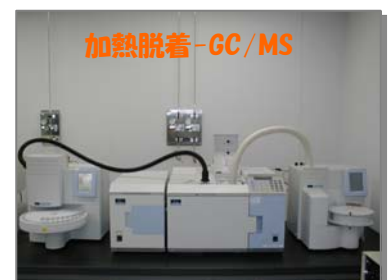
アクリルアミドに関しては3月末に追加が正式に発表され、これによりSVHCは第1弾の15物質を含め、30物質となりました。

高懸念物質を含む調剤は年間1トン以上あれば、登録が求められます。予備登録を行ってれば、登録はREACH施行(2007/6/1)の3.5年以内(2010/11/30)に行えばよいとされます。また、高懸念物質が0.1%以上含有する成形品の届出は2011年より必要になります。

● 分析方法のご紹介

SVHCに関してはRoHSの様な詳細な分析が要求される場面が少ないことから、当社では定量下限値の異なる2種類の分析サービスをご用意しております。目的に応じた分析を実施することでコストダウンが可能になりますので、ぜひご利用下さい！

REACH 規則の高懸念物質分析を承ります。
安価な当社のサービスをご利用ください。



最新鋭の分析機器と蓄積された実績により信頼性の高いデータを提供します。

ISO/IEC17025を取得した自社内ラボでの大量処理により低価格を実現

SVHC 30 物質分析一覧表

納期		15 営業日	定量下限値	100ppm
REACH 高懸念物質(SVHC)第 1 弾 15 項目			REACH 高懸念物質(SVHC)第 2 弾 15 項目	
1	アントラセン		1	アントラセン油
2	4,4'-ジアミノジフェニルメタン(DMA)		2	アントラセン油 (アントラセンペースト、軽蒸留)
3	フタル酸ジブチル(DBP)		3	アントラセン油 (アントラセンペースト、アントラセン留分)
4	フタル酸ブチルベンジル(BBP)		4	アントラセン油 (アントラセン低含有)
5	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)		5	アントラセン油 (アントラセンペースト)
6	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)		6	高温コールタールピッチ
7	短鎖型塩素化パラフィン(C10~C13)(SCCP)		7	アクリルアミド
8	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)		8	2,4-ジニトロトルエン
9	ムスクキシレン (5-tert-ブチル-2,4,6-ニトロ-m-キシレン)		9	フタル酸ジイソブチル
10	塩化コバルト		10	りん酸トリス(2-クロロエチル)
11	五酸化二ヒ素		11	アルミノけい酸、耐火性セラミック繊維
12	三酸化二ヒ素		12	ジルコニアアルミノけい酸、耐火性セラミック繊維
13	トリエチルヒ素		13	ピグメントレッド 104
14	亜ヒ酸鉛		14	ピグメントイエロー34
15	二クロム酸ナトリウム二水和物		15	クロム酸鉛

- *1 : 短鎖型塩素化パラフィン(C10~C13) SCCC は塩素を分析し、SCCP 換算した値を報告値とします。
- *2 : トリブチルスズ=オキシド(TBTO)はスズを分析し、TBTO 換算した値を報告値とします。
- *3 : 塩化コバルトはコバルトを分析し、塩化コバルト換算した値を報告値とします。
- *4 : 五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、トリエチルヒ素及び亜ヒ酸鉛は、ヒ素及び鉛を分析し、それぞれの化合物換算した値を報告値とします。
- *5 : 二クロム酸ナトリウム二水和物はクロムを分析し、二クロム酸ナトリウム二水和物換算した値を報告値とします。
- *6 : アントラセン油等は PAH を分析し、それぞれの化合物換算した値を報告値とします。
- *7 : アルミノけい酸、耐火性セラミック繊維及びジルコニアアルミノけい酸、耐火性セラミック繊維は、アルミニウム及びジルコニウムを分析し、それぞれの化合物換算した値を報告値とします。
- *8 : ピグメントレッド 104、ピグメントイエロー34 及びクロム酸鉛は鉛、クロム及びモリブデンを分析し、それぞれの化合物換算した値を報告値と致します。

上記分析法にて、材質・形状等の影響により測定に障害がある場合は、項目別に別途分析方法をご提案致します。

● REACH 分析の
お問い合わせ先:



日本環境株式会社

環境計量証明事業所
www.n-kankyo.com

- **神奈川事業所** 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3-12-31 TEL.045-501-8271 FAX.045-502-0437
- 東京事業所 〒134-0091 東京都江戸川区船堀 5-11-19 TEL.03-5661-8131 FAX.03-5661-8132
- 横浜事業所 〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦 2-1-13 TEL.045-780-3851 FAX.045-780-3849
- 大阪事業所 〒533-0013 大阪市東淀川区豊里 1-7-23 TEL.06-6990-7571 FAX.06-6990-7572
- 本社 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3-12-31 TEL.045-501-8651 FAX.045-504-0610